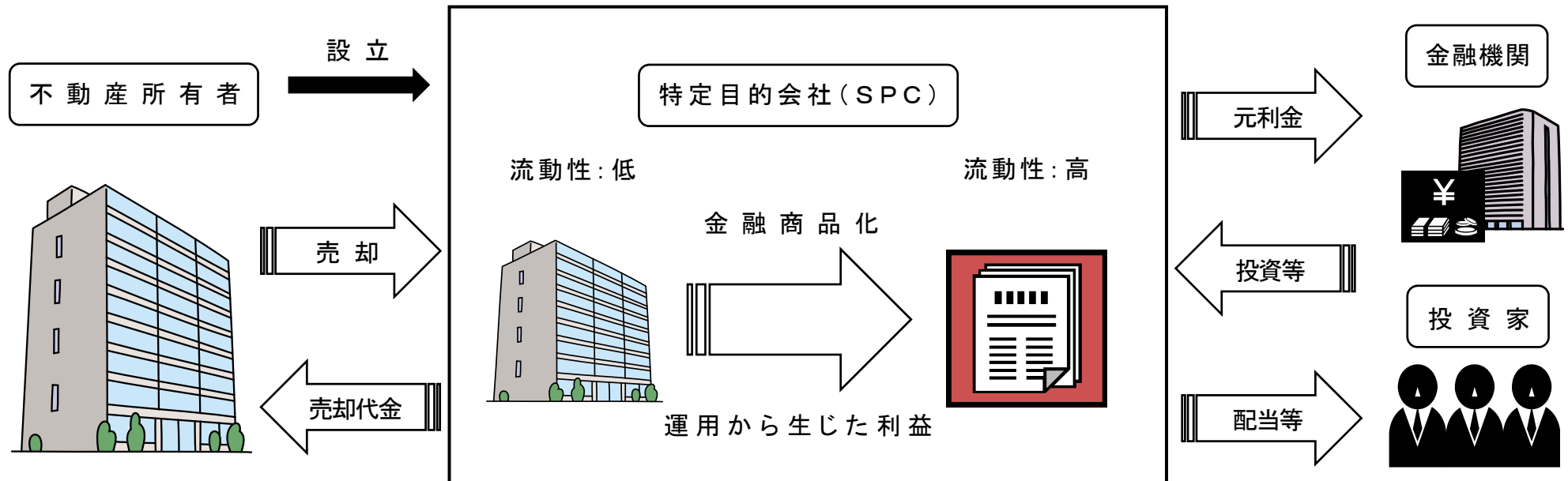


不動産証券化のイメージ図



【関係法令（抜粋）】

■租税特別措置法

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律（以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この条において「特定目的会社」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ 資産流動化法第八条第一項の特定目的会社名簿に登載されているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

（１）その発行（当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債（資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債（同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の発行価額の総額が一億円以上であるもの

（２）その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて保有されることが見込まれているもの

（３）その発行をした優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

（４）その発行をした優先出資が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行をした優先出資及び基準特定出資（特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の権利（資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利をいう。）に係る事項として財務省令で定めるものの記載がない資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に係る特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に係るそれぞれの募集（基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集）が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ その他政令で定める要件

二 次に掲げる全ての要件

イ 資産流動化法第百九十五条第一項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を資産流動化計画に従つて行つていること。

ロ 資産流動化法第百九十五条第一項に規定する他の業務を営んでいる事実がないこと。

ハ 資産流動化法第二百条第一項に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産（同条第二項各号に掲げる資産に限る。）の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

ニ 当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第二条第十号に規定する同族会社のうち政令で定めるものに該当するもの（前号ロ（１）又は（２）に該当するものを除く。）でないこと。

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能利益の額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ 資産流動化法第百九十五条第二項に規定する無限責任社員となつていないこと。

ト その他政令で定める要件

（以下、略）

■中心市街地活性化法

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

(以下、略)

■資産流動化法

(定義)

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項 に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項 に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定社債、特定約束手形若しくは特定借入れ又は受益証券 その債務の履行

二 優先出資 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

5 この法律において「優先出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資を有する者（以下「特定社員」という。）に先立って受ける権利を有しているものをいう。

6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第三十六条の規定により発行されたものを含む。）をいう。

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であって、第二百二十二条第一項各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、募集特定社債（第二百二十二条第一項に規定する募集特定社債をいう。）の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十八条第一項及び同条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百十五条第二項の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会社が第二百二十五条において準用する同法第六百九十六条の規定により発行する債券をいう。

10 この法律において「特定約束手形」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げる約束手形であって、特定目的会社が第二百五条の規定により発行するものをいう。

11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。

12 この法律において「特定借入れ」とは、特定目的会社が第二百十条の規定により行う資金の借入れをいう。

13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

14 この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

15 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であって、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。

16 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。

17 この法律において「代表権利者」とは、第二百五十四条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。

18 この法律において「特定信託管理者」とは、第二百六十条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

（以下、略）

（届出）

第四条 特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

（以下、略）

「道路の使用許可に係る手続きの簡素化」関係法令

■道路交通法

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項 又は第三項 の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

■道路交通法施行規則

第十条 法第七十八条第一項 の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

二 道路使用の目的

三 道路使用の場所又は区間

四 道路使用の期間

五 道路使用の方法又は形態

六 現場責任者の住所及び氏名

2 法第七十八条第一項 の申請書及び法第七十八条第三項 の許可証の様式は、別記様式第六のとおりとし、申請書は、二通提出するものとする。

3 前項の申請書には、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の第一項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならない。

4 法第七十七条第一項第四号 に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会に届出をし、又は許可を受けなければならないこととされている場合において、その届出書又は許可の申請書に第一項に定める事項が記載されているときは、第二項の規定にかかわらず、当該届出書又は許可の申請書を法第七十八条第一項 の申請書とみなす。

5 法第七十七条第一項第四号 に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、その許可書に別記様式第六に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件を併せて記載したときは、第二項の規定にかかわらず、当該許可書を法第七十八条第三項 の許可証とみなす。

■道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則第11号昭和47年11月20日）

第20条 第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

(1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。

(2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等を行うこと。

(3) 道路において、祭礼行事、式典、競技会、パレード、集団行進その他これらに類する行為を行うこと。ただし、学生、生徒等の遠足、修学旅行等の隊列又は通常の冠婚葬祭等による行進は、この限りでない。

(4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝等をし、又はラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。

(5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。

(6) 道路に宣伝物、印刷物その他の物を散布し、又はこれに類する行為を行うこと。

(7) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目を引く装飾その他の装いをして通行すること。

(8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験を行うこと。

「農商工などの系統団体の統合」関係法令

【商工会議所法】

(設立の認可)

第二十七条 発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

一 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

三 その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。

四 設立しようとする商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可(第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【商工会法】

(設立の認可)

第二十三条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。

四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

五 設立しようとする商工会が第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可(第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【農業協同組合法】

(設立の認可の申請)

第五十九条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

【水産業協同組合法】

(設立の認可の申請)

第六十三条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

農商工等連携の支援に係る関係資料

『中小企業者と農林漁業者が連携した新事業の支援を受けたい』 … P1～P2
(中小企業庁ホームページより抜粋)

北海道農商工連携ファンド事業のご案内 … P3～P5
(北海道商工会連合会パンフレットより抜粋)

『中小企業者と農林漁業者が連携した新事業の支援を受けたい』

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下、農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

- ① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。
 - (1) 新事業活動促進支援補助金：上限3000万円（補助率2／3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
 - (2) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（76頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (3) 政府系金融機関による融資制度（74頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (4) 信用保証の特例（162頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（151頁参照）
認定を受けた小規模企業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げます。
 - (6) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。
 - (7) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

- ② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。

(1) 新事業活動促進支援補助金: 上限2000万円(補助率2/3以内)

中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。

(2) 信用保証の特例

認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」が作成出来たら、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域本部・事務所で、支援が受けられます(新事業創出支援事業)。

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

(1) 農商工連携型地域中小企業応援ファンド(79頁参照)

中小企業基盤整備機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって組成した「地域中小企業応援ファンド」により、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した取組などに対し、シーズの発掘に対する助成等の支援を行います。

(2) 中小企業支援ネットワーク強化事業(27頁参照)

経済産業局が中心となって幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを構築し、支援機関で対応しきれない高度・専門的な、農商工連携・経営革新・事業承継等の経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が各支援機関窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。

(3) 中小機構基盤整備機構による各種展示会・商談会等の販路開拓支援

地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構が展示会・商談会等を実施します。

※農商工連携により新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル

農商工連携パーク <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局中小企業課等
- ・中小企業庁 新事業促進課

(巻末お問い合わせ先一覧参照)
TEL:03-3501-1767(直通)

北海道農商工連携 ファンド事業のご案内



農林漁業と商工業を結んで新事業をカタチに！

北海道商工会連合会

北海道農商工 連携ファンドとは

農林漁業者と中小企業者の連携体に取り組む北海道の農林水産資源を活用した
新事業に対する助成を通じて、「食」「観光」「ものづくり」分野での
新商品・新サービスの開発等の取り組みを加速することを目的として創設されたものです。

(独)中小企業基盤整備機構、北海道、札幌市及び金融機関から
拠出された資金の運用益を活用し、農商工連携の取り組みを支援します。

ファンドの管理と運営は北海道商工会連合会が行っています。

1. 助成の流れ



2. 助成対象事業の内容・要件等

助成対象者

農林漁業者(農協・漁協等を含む)と道内に主たる事務所や事業所を有する中小企業者等で構成される連携体です。

助成対象事業

助成金の交付対象となる事業は、農林漁業者と中小企業者等で構成される連携体により、それぞれの経営資源を活用し、新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた取り組みを行う事業です。ただし、単なる原材料供給などの通常の取引は除きます。

助成限度額

200万円以内/年(機械等開発 500万円以内/年)

助成金は、年度毎に事業完了後の実地検査を経て支払われます。(精算払い)

助 成 率

■食分野 2/3以内 ■その他 1/2以内

助 成 期 間

3年以内(※3年間の継続助成を保証するものではありません。)

助成対象経費

事業名	経費区分	対 象 経 費
事業化 推進事業	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	試作・実験費	原材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、機械装置等購入費、機械装置等の借用に要する経費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、調査分析外注費、委託費、コンサルタント費、雑役務費、会場設営費、その他特に必要と認められる経費

留 意 事 項

- 1年ごとの事業実施期間は、助成金交付決定日から翌年3月3日までです。
- 同一年度において、当該事業の内容の全部または一部を対象として国または道の補助金が交付される場合、助成の対象にはなりません。
- 助成事業に採択された場合は、事業計画の申請者名とその所在地(市区町村名)、事業計画名が公表されます。
- 事業計画の内容を評価委員会で審査の上、採否を決定します。採択結果については、連携体の代表者へお知らせいたします。
なお、申請者には評価委員会に出席の上、事業計画の内容に関する説明を行っていただきます。
- 事業計画書の提出、助成金交付申請等の諸手続き・管理は連携体の代表者が行ってください。

3. 申込方法

募集要項及び助成事業計画書などは募集期間内に下記ホームページに掲載します。
北海道農商工連携ファンド事業の募集要項・助成事業計画書等のダウンロードができます。

<http://www.do-shokoren.com> または [北海道商工会連合会](#) [検 索](#)

4. 応募書類の提出先

北海道商工会連合会 地域振興部
〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル
TEL.011-251-0102 FAX.011-221-6686
<http://www.do-shokoren.com> E-mail:sinko@do-shokoren.or.jp

「自動車最高速度の緩和」関係法令

■道路交通法

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

■道路交通法施行令

第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。次条第三項において同じ。）以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

第二十七條 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの

ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの

ハ 普通自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

ニ 大型自動二輪車

ホ 普通自動二輪車

二 前号イからホまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時

2 法第三十九條第一項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、第十二條第一項及び前項の規定にかかわらず、百キロメートル毎時とする。